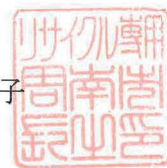


一般廃棄物収集運搬業許可証

周南市大字久米3078番地の1
中国特殊 株式会社
代表取締役 吉本 龍太郎 様

令和6年2月14日付け一般廃棄物収集運搬業許可申請については、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

周南市長 藤井 律子



記

許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
処理区分	一般廃棄物の収集運搬（し尿）
処理区域	周南市徳山区域（平成15年4月20日における徳山市の区域）に限る。
許可条件	1 許可は、上記処理区域に限定し、処理区域から排出される廃棄物の搬入先は、原則として徳山中央浄化センターに限る。 2 し尿くみ取りの申し出があったときは、申出者のくみ取り場所がくみ取りにくい等の理由によって、くみ取りを拒否しないこと。 3 し尿くみ取り料金を受領したときは、年月日、数量、料金、事業所及び取扱者を明記した領収書を発行すること。 4 事業者は、従業員が廃棄物の処理に関する関係法令及び周南市条例・規則に違反しないように指導監督し、常に服装を清潔に保ち、市民に不快な感情を与えないようにすること。また、従業員の違反行為については全責任を持ち、これを速やかに処理すること。 5 器具機材は全て許可業者の名称を表示すること。 6 市の係員が器材等の検査を行う場合は、理由のいかんにかかわらず、拒否しないこと。 7 し尿汲み取り料金は、市条例で定める額を超えないこと。 8 収集又は運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条の規定（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に従って、適正に行なうこと。 9 一般廃棄物収集運搬業許可証は、事務所内の見えやすいところに掲示すること。 10 車輛及び機材等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。

車輛の洗車をする場合は、ごみ等が飛散・流出しないように十分注意すること。

11 車輛及び機材等は、みだりに交通あるいは環境衛生上支障の生ずるおそれのある場所に置かないこと。

12 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、粗暴な行為、住民の信頼を裏切る行為等により、住民からの信頼性を損なわせることがないようにすること。

13 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、使用する車輛に許可番号を表示すること。

14 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、廃業又は次に掲げる事項に変更があった場合は、変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 申請書に記載した事項

(2) 周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第28条に規定した事項

(3) 周南市一般廃棄物収集運搬業許可取扱要綱第3条各号に規定した書類又は図面に記載した事項

15 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、次に掲げる事項が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 一般廃棄物の処理に関し事故等が発生した場合

(2) 周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第28条に規定した事項

(3) 周南市一般廃棄物収集運搬業許可取扱要綱第3条各号に規定した書類又は図面に記載した事項

16 その他、市長の指示事項を遵守すること。

17 この許可条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、許可を取消すことがある。